

平成22年(行ウ)第20号 公金支出金返還請求事件

原告 渋谷 登美子 外2名

被告 嵐山町長 岩澤 勝

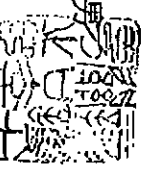
答 弁 書

平成22年10月13日

さいたま地方裁判所第4民事部合議係 御中

〒336-0021 埼玉県さいたま市南区别所3-13-22-306

被告訴訟代理人 弁護士 関 口 幸



電 話 048-864-5628

FAX 048-864-5140

第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。
との判決を求める。

第2 請求の原因に対する答弁

- 1 1について
第1項は認める。
- 2 2について
第2項は認否の限りではない。

3 3について

- (1) 第3項(1)は一般論として認める。
- (2) 同第3項(2)のうち平成20年度及び同21年度に松本美子に対し、各記載の金員が交付されたこと及び松本美子が平成20年度、21年度ふれあい講座講師をしたことは認め、その余は知らないし争う。

4 4について

- (1) 同第4項(1)の表中以下の点を否認し、その余は認める。

平成11年の欄中 H11. 6・25の6500円、H11. 6・17の5500円は欠席のため支給していない。

平成13年の欄中 H14. 3・28の5500円は欠席のため不支給。

平成14年の欄中 H14. 7・15の6500円は欠席のため不支給。

平成15年の欄中 H16. 2・24とあるは、H16. 3・3の誤りである。

平成18年の欄中 H19. 6・27とあるはH18. 6・27の誤りである。H20. 3・5とあるはH19. 3・5の誤りである。

平成19年の欄中 H20. 7・25とあるはH19, 7・25の誤りである。

平成20年の欄中 「違法を確認」とあるは、争う。

(2) 同第4項(2)について

平成20年度及び平成21年度ふれあい講座の講師を受諾し講師謝金を受領した事実は認め、その余は争う。

(3) 同第4項(3)について

①ないし③について本訴に関係するものについてのみ認否する。

嵐山町議会議員政治倫理条例についてその存在及び内容は甲第2号証の通りであることは認め、条例に違反するか否かについては知らないし争う。同条例は、町議会が独自に町議員に対し政治倫理の確立のため、

政治倫理の審査、勧告、公表できる機関として審査会の設置を定めたものである。

また、平成22年1月12日に嵐山町総務課より、埼玉県市町村課に対し、地方自治法92条の2の解釈について照会したところ、「個人としてかつ他の事業と比較して著しく金額に差異はない謝礼で、個人として講師を行った行為には営利性は存しないため、法92条の2の規定には抵触しない。また営利性がないものであれば法92条の2の立法趣旨にも反するものではないため、継続的反复的に行われるものであっても同様である、との実例がある。」との回答があった。

(4) 同第4項(4)について
議員申し合わせ事項の趣旨等については議会内部の問題であり議会の自律権に関することであり、また、本訴対象外のことについては認否の限りではない。

(5) 同第4項(5)について
議会内の問題であり、認否の限りではない。

5 4について(5の誤りと思われる)
全て争う。

6 5について
不知。

7 6について
(1) 同第6項(1)について、認める。
(2) 同第6項(2)について、不知ないし争う。

8 6について(正しくは8、と思われる。)
争う。

第3 被告の主張

原告は、訴外松本美子に対する本件支出は地方自治法(以下「法」という。)9

2条の2及び嵐山町議会議員政治倫理条例に違反するから、本件講師謝礼として支払われた金員は違法支出となり不当利得として町長は返還請求すべきである、と主張するものである。

(1) 法92条の2は、議員の兼業を禁止する規定であるが、この規定に該当するか否かは、法127条で議会がこれを決定する、としている。従って被告が判断するものではない。政治倫理条例についても、議会審査会を設けて審査することとなっており、いずれも議会が自主的自律的に判断すべきこととされている。しかもこれらは、議員の身分に関する規定であって、これらの条文に違反するか否かと本件財務会計行爲である支出の違法性とは関係ない。従って、本件は主張自体失当であり直ちに棄却されるべきである。

(2) 嵐山町においては、議員の身分に関係することでもあるので、埼玉県市町村課へ法92条の2の一般的解釈について照会したところ、前記4(3)で述べたような回答であった。

嵐山町においては、最終的には法律上議会が決定するものであるが、自治法の解釈及び県市町村課の回答などを総合的に判断してふれあい講座講師謝礼は法92条の2の請負には該当しないであろうと判断している。

参考までに行政実例を掲げると「囲碁の有段者である某議員が、町の社会教育事業の一環である囲碁教室(開催日数10日間)の講師を依頼された。町当局では謝礼を支払う予定しているが、この場合法92条の2の規定に抵触しないかとの問いに、講師としての謝礼を支払うとしても、右行爲には営利性が全く存しないので、兼業禁止規定には抵触しないと解する」との回答である。

従って、本件支出は問題なく本訴は直ちに棄却されるべきである。

(3) 訴外松本美子は、1回2時間当たり金10,000円のダンス講師の仕事を

実際に務めて指導しており、肉体的にも精神的にもその対価として社会通念上
妥当な範囲の謝礼を受け取っているものであり、不当利得とは言えない。従っ
て、本訴は直ちに棄却されるべきである。

以上

添付書類

1 訴訟委任状 1通

訴訟告知書

平成22年10月13日

さいたま地方裁判所第4民事部 御中

告知人(被告) 訴訟代理人 弁護士 関 口 幸



当事者の表示 別紙当事者目録のとおり

上記、原、被告間のさいたま地方裁判所 平成22年(行ウ)第20号 公金支出金返還請求住民訴訟事件について、告知人は被告知人に対し、訴訟告知をする。

告知の理由

1 原告が上記訴訟で主張している趣旨は、告知人に対し、被告知人に不当利得返還の請求をせよ、というものである。その理由は、平成21年3月5日に交付された23万円、平成21年12月25日に交付された5万円及び平成22年2月25日に交付された18万円の計46万円の講師謝礼は地方自治法92条の2ならびに嵐山町議会議員政治倫理条例に違反する違法な契約であり、告知人は不当利得として被告知人に対し返還請求せよ、というものである。

2 ところで、告知人が、上記訴訟において万一敗訴すれば、被告知人に対し、46万円相当分の不当利得の返還請求をしなければならぬので、ここに上記の訴訟を告知する(地方自治法第242条の2第7項)。

訴訟の程度

上記訴訟は、さいたま地方裁判所第4民事部において、第1回口頭弁論期日が、10月13日午後1時15分に開かれ、訴状及び答弁書が陳述された。第2回口頭弁論期日が、 月 日 時 分 にかかれる予定である。

以上

○ 付 属 書 類

訴訟告知書副本 2通

当事者目録

〒355-0211 嵐山町大字杉山 1030-1
告知人(被告) 嵐山町長 岩 澤 勝
〒336-0021 さいたま市南区別所3-13-22-306
告知人(被告) 訴訟代理人 弁護士 関 口 幸 男

○
原告 渋谷登美子 〒355-0215 嵐山町平沢254-64
原告 岡野璃恵子 〒355-0214 嵐山町志賀316-175
原告 彌永健一 〒355-0227 嵐山町千手堂497-4
〒190-0012 東京都立川市曙町2丁目31番15号日住金立川ビル4階
西東京法律事務所

上記原告ら訴訟代理人 弁護士 佐 竹 俊 之
太 田 伸 二

〒355-0202 埼玉県比企郡嵐山町大字吉田2146-1
被告知人 松 本 美 子

平成22年(行ウ)第20号 公金支出金返還請求事件

原告 渋谷登美子 外2名

被告 嵐山市長 岩澤 勝

証 拠 説 明 書

平成22年12月15日

さいたま地方裁判所第4民事部 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 佐 竹 俊 之
弁護士 太 田 伸 二

号証	文書名	作成日	原本・写しの別	作成者	立証趣旨
甲97	議員全員協議会会議録 平成21年1月30日	平成21年1月30日 以降	写し	嵐山町議 会事務局	吉田集会所管理人の 謝礼について、議員全 員協議会で議論して いたこと
甲98	議員全員協議会会議録 平成21年2月26日	平成21年2月26日 以降	写し	嵐山町議 会事務局	松本美子の吉田集會 所管理人請負を、表に 出さず処理をしたこと
甲99	平成19年度決算における 自由討議の結果について	平成21年2月27日	写し	嵐山町議 会議長 柳勝次	松本美子の吉田集會 所管理人請負につい て、表に出さない処理 を、町議会が町長に対 して求めたこと
甲100	平成19年決算における自 由討議の結果について (回答)	平成21年7月27日	写し	嵐山町長 岩澤勝	松本美子の吉田集會 所管理人請負を表に 出さず処理を行ったこ と
甲101	比企郡市同和対策協議 会々則	平成22年4月1日 以降	写し	比企郡市 同和対策 協議会	嵐山町人権施策は比 企郡市同和対策協議 会で協議した上で行わ れていること
甲102	同和対策減税特別措置 規定(嵐山町ホームペー ジよりダウンロード)	平成20年4月1日	写し	嵐山町	嵐山町における同和 地区住民に対する税 の減免制度が、平成 20年度まで続けられ ていたこと
甲103	嵐山町議会会議録 平成22年3月11日(嵐山 町ホームページよりダウ ンロード)	平成22年	写し	嵐山町議 会事務局	松本美子が入権対策 の批判を行うと動議を だし、職員・議員を萎 縮させていたこと
甲104	議会運営委員会会議録 平成22年6月3日	平成22年6月3日 以降	写し	嵐山町議 会事務局	松本美子が録音テー プを録っていると同僚 議員に伝え、威嚇して いたこと
甲10501	2009年度年間活動計画 説明会の開催について (関係職員の派遣要請)	平成21年4月1日	写し	部落解放同盟埼玉県連 盟埼玉県連 合会執行委 員長	部落解放同盟埼玉県 連合会が嵐山町に頻 繁に事業要請している こと
甲10502	部落解放同盟埼玉県連 合会《2009年度》年間活 動計画説明会	平成21年4月22日	写し	部落解放同 盟埼玉 県連合会	部落解放同盟埼玉県 連合会が嵐山町につい て
甲10503	旅行命令(依頼)簿	平成21年4月22日	写し	嵐山町総 務課	嵐山町職員関口彰作 が、部落解放同盟 2009年度活動計画説 明会に参加したこと

甲10504	支出負担行為同兼支出 命令書(一般)	平成21年4月7日 (領収書については 同年4月22日)	写し	嵐山町 部落 解放同盟埼玉 県連合会執行 委員長	嵐山町職員関口彰作 が、部落解放同盟 2009年度活動計画説 明会に参加したこと
甲10601	2010年度年間活動計画 説明会の開催について (関係職員の派遣要請)	平成22年4月6日	写し	部落解放同盟埼玉県連 合会執行委 員長	部落解放同盟埼玉県 連合会が嵐山町に期 懇に事業要請している こと
甲10602	部落解放同盟埼玉県連 合会《2010年度》年間活 動計画説明会	平成22年4月23日	写し	部落解放同盟埼玉 県連合会	部落解放同盟埼玉県 連合会が市町村に要 請を求める内容につい て
甲10603	旅行命令(依頼)簿	平成22年4月23日	写し	嵐山町総 務課	嵐山町職員豊田秀男 が部落解放同盟2010 年度活動計画説明会 に参加したこと
甲10604	支出負担行為同兼支出 命令書(一般)	平成22年4月16日 (領収書については 同年4月23日)	写し	嵐山町 (領収書:部落 解放同盟埼玉 県連合会執行 委員長)	嵐山町職員豊田秀男 が部落解放同盟2010 年度活動計画説明会 に参加したこと
甲10605	支出負担行為同兼支出 命令書(一般)	平成22年4月14日 (領収書については 同年4月23日)	写し	嵐山町 (領収書:部落 解放同盟埼玉 県連合会執行 委員長)	嵐山町職員豊田秀男 が部落解放同盟2010 年度活動計画説明会 に参加したこと
甲10701	2009年度第1次市町村交 渉の申し入れ	平成21年6月22日	写し	部落解放同盟埼玉 県連合会	部落解放同盟が嵐山 町に第1次市町村交 渉の要請していたこと
甲10702	部落解放同盟埼玉県連合会 2009年度第1次市町村交 渉の出席者について(報告)	平成21年8月3日	写し	嵐山町総務課 ・ 安全安心 担当	嵐山町が部落解放同 盟第1次交渉の参加 者を東松山市の人権 推進課に報告していた こと
甲10703	2009年度の人権・同和行 政の推進についての要請 書に対する回答書	平成21年8月12日	写し	嵐山町	嵐山町が、部落解放 同盟の嵐山町への第1 次市町村交渉に丁寧 に応じていたこと
甲10801	2009年度第2次市町村交 渉の申し入れ	平成21年10月13日	写し	部落解放同盟埼玉 県連合会	部落解放同盟が嵐山 町に2010年度の予算 等についての交渉の 申し入れをしていたこ と
甲10802	部落解放同盟埼玉県連合会 2009年度第2次市町村交 渉の出席者について(報告)	平成21年11月2日	写し	嵐山町総務課 ・ 安全安心 担当	嵐山町が部落解放同 盟第2次交渉の参加 者を東松山市の人権 推進課に報告していた こと

甲10803	2010年度の人権・同和行政の予算確保についての要請書に対する回答書	平成21年11月10日	写し	嵐山町	嵐山町が、部落解放同盟の2010年度嵐山町への予算確保について丁寧に対応していたこと
甲10804	別紙（嵐山支部要求事項）	平成21年11月10日	写し	嵐山町	部落解放同盟嵐山支部の要求に嵐山町が回答した内容
甲10901	2009年度教育委員会交渉の申し入れ	平成21年12月14日	写し	部落解放同盟埼玉県連合会	部落解放同盟が嵐山町教育委員会に交渉の申し入れをしていたこと
甲10902	部落解放同盟2009年度教育委員会交渉について（変更）	平成22年2月3日以前	写し	嵐山町教育委員会	部落解放同盟の教育委員会交渉の参加者と出発の方法の申し合わせ
甲10903	部落解放同盟埼玉県連合会2009年度人権・同和教育に関する要求書に対する回答書	平成22年2月3日	写し	嵐山町教育委員会	部落解放同盟の教育委員会交渉に対して丁寧に対応していること
甲110	おって提出する。				
甲111	おって提出する。				
甲112	文教厚生常任委員会会議録 平成22年1月22日	平成22年3月9日	写し	嵐山町議会事務局	松本美子のふれあい講座講師謝金について、文教厚生委員会で調査したこと
甲113	嵐山町議会会議録 平成22年2月26日（嵐山町ホームページよりダウンロード）	平成22年2月26日以降	写し	嵐山町議会事務局	文教校正委員会が、吉田集会所ふれあいの講座の講師謝金を他の嵐山町の講座と同額にする要望を町に対して行ったこと
甲114	議会運営委員会会議録 平成22年1月26日	平成22年2月15日	写し	嵐山町議会事務局	原告渋谷が、議会運営委員会で、改正政治倫理条例の提案をしたが、受け入れられなかったこと
甲115	申入書	平成22年1月28日	写し	原告渋谷 登美子	原告渋谷が、政治倫理条例の改正を議会運営委員会に諮問するよう議長に対して申し入れを行ったこと

甲116	議員全員協議会会議録 平成22年2月2日	平成22年2月2日以 降	写し	嵐山町議 会事務局	議員全員協議会で改 治倫理条例改正を議 会運営委員会へ諮問 することを協議したこと
甲117	議会運営委員会会議録 平成22年2月19日	平成22年5月11日	写し	嵐山町議 会事務局	嵐山町職員が、松本 美子の92条の2違反 を埼玉県市町村課の 指導によって違法では ないと判断したこと
甲118	議会運営委員会会議録 平成22年3月2日	平成22年4月5日	写し	嵐山町議 会事務局	嵐山町議会運営委員 会委員長が、改正政 治倫理条例の提案を 避けようとしたこと
甲119	議会運営委員会会議録 平成22年3月10日	平成22年4月5日	写し	嵐山町議 会事務局	原告渋谷が、嵐山町 議会運営委員会で改 正政治倫理条例を上 程することを説明したこ と
甲120	平成22年第1回嵐山町 議会定例会会議録 3月 19日(嵐山町ホームペ ージよりダウンロード)	平成22年3月19日 以降	写し	嵐山町議 会事務局	改正政治倫理条例の 審議のなかで、松本美 子の違法行為について 議論があったこと
甲121	議員全員協議会会議録 平成22年6月3日	平成22年6月3日以 降	写し	嵐山町議 会事務局	議長不信任議決提出 にあたって、議員全員 協議会で協議したこと
甲122	平成22年第2回定例会 会議録 6月9日(嵐山町 ホームページよりダウン ロード)	平成22年6月9日以 降	写し	嵐山町議 会事務局	議長不信任議決審議で、審 査請求権を否定し、埼玉 県市町村課の指導を鵜 呑みにしたこと
甲123	議員必携(抜粋)	平成19年5月25日	写し	全国町村 議会編 会編	松本美子の講師請負 が法92条の2に抵触 すること
甲124	埼玉県教育集会所連絡 協議会 第1回実践交流 会	平成22年3月24日	一部の写し	埼玉県教 育集会所 連絡協議 会	松本美子が、吉田集 会所運営委員会副委 員長として、吉田集 会所について発表したこ と

甲125	吉田集会所「ふれあい講座」の講師依頼について	平成21年6月12日	写し	嵐山町教育委員長 加藤信幸	松本美子へ「教育長からふれあい講座「健康ダンス」講師を依頼したこと
甲126	吉田集会所「ふれあい講座」の講師依頼について	平成21年6月12日	写し	嵐山町教育委員長 加藤信幸	松本美子へ「教育長からふれあい講座・健康づくり教室の講師を依頼したこと
甲127	吉田集会所「ふれあい講座」受講生募集について(ご案内)	平成21年5月29日	写し	嵐山町教育委員長 加藤信幸	吉田集会所講座について地域に案内を回した
甲128	おって提出する。				